

亀山市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

亀山市（以下「甲」という）と大塚製薬株式会社（名古屋支店取扱い：以下「乙」という）は、地域課題の解決に向け、相互に連携して取り組むことにより、市民の健康増進や地域の活性化を図るため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、市民の健康増進や地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携し協力する。

- （1）市民の健康づくりに関すること
- （2）市民の熱中症対策に関すること
- （3）防災に関すること
- （4）その他地域の活性化、市民のサービス向上に関すること

（協議）

第3条 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ず第三者に開示・漏えいしてはならず、連携事項の検討及び実施以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の解約の申し入れが無い場合には、更に1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

2 甲と乙は、本協定の有効期間中であっても、協議の上、本協定を解除することができる。

（協定の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これらを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和4年5月26日

甲 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市

亀山市長



乙 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23番20号

大塚製薬株式会社

名古屋支店 支店長

